納税通知書（1枚目）の見方

令和４年度　市民税･府民税　納税通知書兼税額決定(充当)通知書

課税区	台帳番号	区分
	㋑	

お問い合わせ先　㋐

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

期別	税額(⑭)	充当額(⑯)	差引納付額(⑭－⑯)	納期限
第１期	円	㋒ 円	円	令和４年６月30日
第２期	円	円	円	令和４年８月31日
第３期	円	円	円	令和４年10月31日
第４期	円	円	円	令和５年１月31日

上記の普通徴収税額（差引納付額）は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
４年４月	円	円	円
４年６月	円	円	円
４年８月	円	円	円
４年10月	円	円	円
４年12月	円	円	円
５年２月	円	㋓ 円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和４年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類	
公的年金の支払者	
支払者の法人番号	

令和５年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額
５年４月	円
５年６月	円
５年８月	円

（あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、令和５年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の７の８の規定によって通知します。※前年度の公的年金等に係る税額の２分の１を、３回に分けて徴収することとなります。）

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。
◎納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税明細書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切に保管してください。
◎所得金額、所得控除額及び市民税・府民税額の内訳などについては２枚目、３枚目の課税明細書をご覧ください。また、市民税・府民税の賦課(課税)の根拠や制度の説明などについては１枚目から３枚目の裏面をご覧ください。

㋐ お問い合わせ先
この通知書に関するお問い合わせ先の市税事務所を記載しています。
お問い合わせの際は、「㋑台帳番号」をお伝えください。
なお、通知書送付直後は、お電話・窓口が大変混み合い、お待たせすることがございますが、ご了承願います。

㋑ 台帳番号
お問い合わせの際に、必要となる番号です。

㋒ この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限
同封の納付書等により納付していただく各納期の税額を記載しています。
必ず、納期限までに納付してください。
給与や公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額がある場合は、その税額を除いて記載しています。

㋓ 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類
公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額およびその公的年金の種類、支払者、支払者の法人番号を記載しています。

課税明細書（２枚目）の見方

令和４年度　市民税･府民税課税明細書(その１)

課税区	台帳番号	区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分		所得金額
総所得金額の内訳	営業等	円
	農業	円
	不動産	円
	利子・配当	円
	(給与収入)	(円
	給与所得	円
	(公的年金等収入)	(円
	雑所得	円
	(損益通算前)	(円
	譲渡・一時	円
総所得金額		円
分離課税の所得金額	短期譲渡 一般	円
	短期譲渡 国等	円
	長期譲渡 一般	円
	長期譲渡 優良	円
	長期譲渡 居住用	円
	株式等の譲渡 一般	円
	株式等の譲渡 上場	円
	上場株式等の配当等	円
	先物取引	円
山林		円
退職		円
算出所得割額の合計①		円

㋔ 合計所得金額

各種損失の繰越控除額

種類	繰越控除額
	㋕ 円
	円
	円
	円

扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分

扶養親族等該当区分												本人該当区分		
同一生計配偶者	一般控除配	老人控除配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満	㋖ 一般扶養	同居特別障がい	特別障がい	普通障がい	寡婦	ひとり親	勤労学生

該当する区分欄に＊または人数を記載しています。

所得控除額の内訳

所得控除区分	所得控除額
社会保険料	円
小規模企業共済	円
生命保険料	円
地震保険料	円
寡婦・ひとり親等	㋗ 円
障がい	円
配偶者	円
配偶者特別	円
扶養	円
基礎	円
雑損	円
医療費	円
合計	円

所得金額 － 所得控除額等 → 特別控除額 → 課税標準額(課税所得金額) ㋘ → 区分ごとに税率を適用 → 算出所得割額

特別控除額	課税標準額(課税所得金額)	算出所得割額 市民税	算出所得割額 府民税
	千円	円	円
円	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	㋙ 円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
		円	円

㋓ 所得金額
前年中（令和３年中）の各所得金額の内訳を記載しています。
なお、「総所得金額」欄から「退職」欄までの合計額が「合計所得金額」です。

㋕ 各種損失の繰越控除額
平成30･31（令和元）・２年分の各種損失の繰越控除額を記載しています。

㋖ 扶養親族等や本人該当項目の内訳
扶養親族等が該当する区分の内訳と人数および本人が該当する区分（＊）を記載しています。

㋗ 所得控除額の内訳
所得金額から差し引く所得控除額を記載しています。

㋘ 課税標準額
所得金額から、特別控除額・各種損失の繰越控除額・所得控除額を差し引いた税額決定の基礎となる額（1,000円未満の端数切捨て）を記載しています。

㋙ 算出所得割額
各課税標準額に応じた税率を乗じて算出した所得割額を記載しています。

課税明細書（３枚目）の見方

令和４年度　市民税･府民税課税明細書(その２)

課税区	台帳番号	区分

市民税･府民税額の内訳

		市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計	①	円	円	円
税額控除額等	調整控除額 ②	円	円	円
	配当控除額 ③	円	円	円
	住宅借入金等特別税額控除額 ④	円	円	円
	寄附金税額控除額 ⑤	㋚ 円	円	円
	外国税額控除額等 ⑥	円	円	円
	⑧ 配当割額･株式等譲渡所得割額控除額 ⑦	円	円	円
差引所得割額(①－⑧)	⑨	円	円	円
均等割額	⑩	円	円	円
年税額(⑨＋⑩)	⑪	円	円	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分		金額
都道府県･市区町村(特例控除対象)		円
日本赤十字社･共同募金会､都道府県･市区町村(上記以外)		円
条例により指定されたもの	大阪府指定	円
	大阪市指定	円

合計税額の明細

		金額
年税額	⑪	円
⑪のうち給与から差し引く税額(特別徴収税額)	⑫	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)	⑬	円
うち仮特別徴収税額(令和４年４月～令和４年８月分)		円
うち本特別徴収税額(令和４年10月～令和５年２月分)		円
⑪のうち普通徴収税額(⑪－⑫－⑬)	⑭	円

㋛

配当割額･株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

		金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額	⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑭)に充当する額	⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	円

㋜ 市民税・府民税額の内訳
令和４年度の税額（総額）を「年税額⑪」欄に記載しています。

㋝ 市民税・府民税の徴収方法とその徴収税額
年税額について、徴収（納付）方法別の税額を記載しています。
なお、所得の種類により徴収（納付）方法が異なりますが、徴収（納付）方法の違いにより税額（総額）が増減することはありません。

所得の種類	徴収（納付）方法
給与所得がある方	毎月の給与から差し引きされる税額を⑫欄に記載しています。
公的年金等の所得がある方（令和４年４月１日現在65歳以上の方のみ）	公的年金から差し引きされる税額を⑬欄に記載しています。
給与・公的年金等以外の所得がある方等	この納税通知書に基づき、納付書または口座振替・自動払込により納付していただく税額を⑭欄に記載しています。

個人市･府民税の公的年金からの差し引き(特別徴収)について(65歳以上の方)

■新たに公的年金から差し引かれる方
公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等にかかる個人市･府民税額の2分の1に相当する額を普通徴収(第1期･第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月･12月･翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収 1期(6月)	普通徴収 2期(8月)	特別徴収(本徴収) 10月	特別徴収(本徴収) 12月	特別徴収(本徴収) 翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

■前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方
令和3年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和4年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます（以下、「仮特別徴収」といいます。）。令和４年10月・12月・令和５年２月に差し引かれる税額は、令和４年度の公的年金等にかかる個人市・府民税額から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収(仮徴収) 4月	特別徴収(仮徴収) 6月	特別徴収(仮徴収) 8月	特別徴収(本徴収) 10月	特別徴収(本徴収) 12月	特別徴収(本徴収) 翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

■公的年金からの特別徴収の停止について
本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、大阪市外に転出された場合や、特別徴収される税額の変更などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

【公的年金からの特別徴収が停止される事由】
- 年の途中に他市町村へ転出した場合（転出時期によって特別徴収を継続する場合があります）
- 公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
- 公的年金からの特別徴収税額に変更があった場合（変更時期によって特別徴収を継続する場合があります）